

前回（5月13日）以降の原子力規制庁の動き

令和8年6月3日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

5/18 第9回原子力規制委員会（臨時会）

- ① 令和7年度第4四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）

5/20 第10回原子力規制委員会（定例会）

- ② 令和7年度第4四半期の原子力規制検査等の結果
- ③ 令和7年度の原子力規制検査等の結果及び総合的な評価並びに令和8年度の検査計画

審査実績

【6号機 設置変更許可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：5/26

資料提出：5/18

【6号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：5/14、5/18、5/21

資料提出：なし

【6号機 長期施設管理計画の認可に関するもの】

審査会合：5/21

ヒアリング：5/14、5/19、5/25

資料提出：なし

【7号機 設置変更許可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：5/26

資料提出：5/18

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：5/14、5/18、5/21

資料提出：なし

【7号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：5/27

資料提出：なし

【保安規定の変更認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：5/22

資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

5/18 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理

5/20 報告書の公表 令和7年度（第4四半期）検査報告書

5/21 令和7年度第4四半期原子力安全実績指標

5/22 令和7年度下期放射線管理等報告書

被規制者との面談

5/12 柏崎刈羽原子力発電所6号炉長期施設間管理計画認可申請に関する面談

5/15 柏崎刈羽原子力発電所6号炉水素濃度計(SA)交換に関する面談

5/18 原子力エネルギー協議会との面談

その他

なし

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで公開

- ・全国のモニタリングポスト等の測定値をリアルタイムで配信するとともに、原子力災害の発生時には緊急時モニタリングの結果も公開：<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降の環境放射線モニタリング結果を公開：<https://radioactivity.nra.go.jp/ja>
- ・47都道府県における環境放射能調査等の結果を公開するとともに、放射能と放射線に関する基礎知識などの情報も掲載：<https://www.envraddb.go.jp/>

以上

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

令和7年度(第4四半期)

原子力規制検査報告書

(原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査)

令和8年5月

原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
2. 運転等の状況	1
3. 検査結果	2
4. 検査内容	2
別添 1 品質マネジメントシステムの運用年次検査の詳細	別添 1-1
別添 2 確認資料	
1 日常検査	別添 2-1
2 チーム検査	別添 2-13

1. 実施概要

- (1) 事業者名：東京電力ホールディングス株式会社
- (2) 事業所名：柏崎刈羽原子力発電所
- (3) 検査期間：令和8年1月1日～令和8年3月31日
- (4) 検査実施者：

柏崎刈羽原子力規制事務所

伊藤 信哉

磯野 誠司

伊藤 健

松宮 壽人

野澤 俊也

原子力規制部検査グループ専門検査部門

高須 洋司

上田 洋

宇野 正登

中田 聡

義崎 健

鎌田 英久

河合 潤

検査補助者：

柏崎刈羽原子力規制事務所

北村 晋哉

百瀬 元善

阿部 幸雄

2. 運転等の状況

号機	電気出力 (万 kW)	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	110.0	停止中
2号機	110.0	停止中
3号機	110.0	停止中
4号機	110.0	停止中
5号機	110.0	停止中
6号機	135.6	運転中 (3月22日発電開始)
7号機	135.6	停止中

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、保安活動の状況、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の保安活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第4四半期の結果は、以下のとおりである。

3.1 検査指摘事項等

検査指摘事項等なし

3.2 検査継続案件

検査継続案件なし

4. 検査内容

4.1 日常検査

(1) BM0020 定期事業者検査に対する監督

検査項目 定期事業者検査

検査対象

- 1) 6号機 気体廃棄物処理系機能検査
- 2) 6号機 原子炉隔離時冷却系機能検査
- 3) 6号機 総合負荷性能検査【検査未了】

(2) BM1040 ヒートシンク性能

検査項目 ヒートシンク性能

検査対象

- 1) 6号機 原子炉補機冷却系ポンプおよび原子炉補機冷却海水系ポンプ切替え操作

(3) BM0060 保全の有効性評価

検査項目 保全の有効性評価

検査対象

- 1) 6号機 制御棒駆動水ポンプ(A)メカニカルシールの漏えいに伴う特別な保全計画の有効性

(4) BM0100 設計管理

検査項目 設計管理の適切性

検査対象

- 1) 監視測定設備のうちデータ処理装置の機能喪失(LCO逸脱事象)【令和7年度第3四半期に検査を開始したもの】
- 2) 6号機 高圧代替注入系の構成管理
- 3) 6号機 制御棒引抜操作における「制御棒引抜阻止」不動作(LCO逸脱事象)【検査未了】
- 4) 6号機 起動操作中における制御棒引抜動作時のインバータ重故障

(5) BM0110 作業管理

検査項目 作業管理

検査対象

- 1) 6号機 原子炉再循環ポンプ低速運転における不具合対応【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】【検査未了】
- 2) 地中埋設物の干渉に起因する6号機大物搬入建屋杭の損傷後の再発防止対策【検査未了】

(6) B00010 サーベイランス試験

検査項目 標準的な検査

検査対象

- 1) 5号機 非常用ディーゼル発電機(B)手動起動試験
- 2) 2号機 非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験
- 3) 6号機 非常用ディーゼル発電機(B)手動起動試験
- 4) 6号機 原子炉補機冷却水系ポンプ予備機起動(A)(B)および熱交換器冷却水出口弁開閉試験(A)(B)、原子炉補機冷却海水系ポンプ予備機起動試験(A)(B)
- 5) 6号機 第一ガスタービン発電機(A)手動起動試験
- 6) 6号機 制御棒駆動系挿入・引抜き試験
- 7) 1号機 非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験
- 8) 6号機 ほう酸水注入系ポンプ(A)(B)手動起動試験およびほう酸水注入系電動弁(A)(B)手動全開全閉試験
- 9) 5号機 非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験

(7) B01020 設備の系統構成

検査項目 標準的系統構成

検査対象

- 1) 6号機 原子炉起動前の高圧炉心注水設備の系統構成
- 2) 6号機 原子炉昇圧前の原子炉隔離時冷却設備の系統構成
- 3) 6号機 原子炉昇圧前の高圧代替注水設備の系統構成
- 4) 6号機 原子炉補機冷却水系ポンプ予備機起動ならび熱交換器冷却水出口弁開閉試験、原子炉補機冷却海水系ポンプ予備機起動試験後の原子炉補機冷却水系および海水系の系統構成
- 5) 7号機 計装品点検後の非常用ガス処理設備の系統構成
- 6) 6号機 原子炉隔離時冷却系手動起動試験時の残留熱除去系の系統構成
- 7) 5号機 計装品点検後の燃料プール冷却浄化装置の系統構成
- 8) 6号機 ほう酸水注入系ポンプ手動起動試験後のほう酸水注入系の系統構成

(8) B01030 原子炉起動・停止

検査項目 原子炉起動停止

検査対象

- 1) 6号機 原子炉起動【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】【検査未了】

(9) B01040 動作可能性判断及び機能性評価

検査項目 動作可能性判断及び機能性評価

検査対象

- 1) 6号機 制御棒駆動水ポンプ(A)のメカニカルシールの漏えいを伴う運転継続【令和7年度第3四半期に検査を開始したもの】【検査未了】
- 2) 6号機 格納容器内水素濃度計の追加工事に係わる測定機能維持
- 3) 6号機 制御棒引抜操作における「制御棒引抜阻止」不動作(LCO逸脱事象)
- 4) 6号機 起動操作中における制御棒引抜動作時のインバータ重故障
- 5) 6号機 移動式炉内計装系(C) 走行試験中の走行停止事象
- 6) 6号機 発電機微少地絡継電器動作時の発電機故障監視機能

(10) B00060 燃料体管理(運搬・貯蔵)

検査項目 燃料の運搬等

検査対象

- 1) 6号機から3号機への使用済燃料の所内運搬【令和7年度第3四半期に検査を開始したもの】

(11) B01070 運転員能力

検査項目 中央制御室・現場での運転員の活動状況

検査対象

- 1) 6号機 冷温臨界試験時の制御棒引抜操作
- 2) 6号機 原子炉隔離時冷却系手動起動時の運転操作

(12) BE0010 自然災害防護

検査項目 自然災害防護

検査対象

- 1) 竜巻警戒レベル発令時の活動及び管理状況
- 2) 積雪時の重大事故対処設備及びアクセスルートの除雪状況
- 3) 自然環境に特有な気象条件下での緊急時対策設備の防錆対策

(13) BE0020 火災防護

検査項目 四半期検査

検査対象

- 1) 1号機 非常用ディーゼル発電機(A)室扉等防火戸の自動閉不能
- 2) 積雪時の火災防護設備周辺の除雪状況
- 3) 防火帯の巡視点検【検査未了】
- 4) 消防訓練の計画的な評価
- 5) 6号機 防火戸の機能維持点検

(14) BE0030 内部溢水防護

検査項目 内部溢水防護

検査対象

- 1) 6号機 原子炉建屋内部溢水対策対象エリアにおける仮設物の管理状況

(15) BE0090 地震防護

検査項目 地震防護

検査対象

- 1) 6、7号機 基準地震動の策定【検査未了】

(16) BR0010 放射線被ばくの管理

検査項目 放射線被ばくの管理

検査対象

- 1) 6号機 運転開始に伴う原子炉建屋管理区域の区域区分変更時の放射線管理
- 2) 6号機 運転開始に伴うタービン建屋管理区域の区域区分変更時の放射線管理

(17) BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 半期検査

検査対象

- 1) ヒューマンエラー根本原因分析結果に基づく改善策の実施状況【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】
- 2) 6号機 長期施設管理計画認可申請の記載誤り原因分析と図書作成手順の対策【検査未了】

(18) BQ0040 安全実績指標の検証

検査項目 安全実績指標の検証

検査対象

- 1) 2024年度安全実績指標の検証

4.2 チーム検査

(1) BM0010 使用前事業者検査に対する監督

検査項目 使用前事業者検査(変更工事)

検査対象

- 1) 7号機 新規制基準への適合性に係る工事【令和5年度第4四半期に検査を開始したもの】【検査未了】
- 2) 6号機 新規制基準への適合性に係る工事【令和6年度第3四半期に検査を開始したもの】【検査未了】

(2) BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 年次検査

検査対象

- 1) 改善措置活動の実効性、他施設における運転経験及び知見の活用【令和7年度第3四半期に検査を開始したもの】

別添 1 品質マネジメントシステムの運用年次検査の詳細

<p>改善措置活動の実効性</p>	<p>(1) 問題の特定</p> <p>事業者は「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」（以下「不適合等管理マニュアル」という。）、「不適合等管理業務処理・運用ガイド」（以下「不適合等管理ガイド」という。）等に基づき、重要な問題の再発防止や未然防止を図るため改善措置活動（以下「CAP」という。）を実施し、原子力安全に関わる不適合等をその重要度に応じ、不適合処置・是正処置・未然防止処置を実施することにより、原子力安全を確保し、同様に組織で発生した原子力安全に関わらない不適合等についても、その重要度に応じ管理を実施することにより、設備や業務の信頼性を確保するとしている。</p> <p>原子力検査官（以下「検査官」という。）が確認したところ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則第 43 条（監視測定のための設備の管理）第 4 項にて、「原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。」と要求されているが、事業者の所内文書である「KK 統一実施事項」において、監視測定のための設備の要求精度が大きく超えかつ一定回数連続して発生した場合に初めて状態報告（以下「CR」という。）を起票することとしていた。結果、上記要件を満たさないが要求精度を逸脱しているものについては CR が起票されず、不適合判定もされないため妥当性評価が確認できなかった。</p> <p>(2) 問題の重要度分類及び評価</p> <p>検査官は、事業者の改善措置内容について確認したところ、以下 3 件の事象については是正処置が所管グループ内にとどまり、業務に当たっての基本的な動作が徹底されていないといった組織横断的な検討が不足していることを確認した。</p> <p>①令和 7 年 2 月、6, 7 号機の当直員がドライウェル内の廃棄物処理設備の弁点検終了に伴う漏えい確認試験のた</p>
-------------------	---

め、循環ラインを構成して、系統中のポンプを起動したところ、漏えい確認するため全開していたドレン弁の排水先であるサンプラインに接続されているファンネルより水が逆流し、放射性物質を含んだ系統水が 1 リットル程度下部ドライウェル床面に漏えいした。

事業者は、発生原因を手順書作成時に通水ライン先の配管計装図を添付しなかったことにより現場確認時にファンネル逆流ラインを見落とししたこととし、通水があるときはすべての通水ラインを現場にて確認するように 1 か月おきに当直長よりメールで周知する措置を採っている。

②令和 7 年 2 月、点検中である 4 号機の換気空調補機常用冷却水系冷凍機の試運転の際、所管グループで実施したアイソレ(ジャンパー操作)の実施箇所を間違えたため、冷凍機が起動しない事象が発生した。事業者は、ピアチェックにおいて複数人で同じ箇所を確認し、ミスを防止する活動を行っていたが、今回は役割分担を行い、手順の読み上げと実施をそれぞれ 1 人で実施していた。

③令和 7 年 7 月、7 号機原子炉建屋 1 階に設置してある 1 区画の固定式消火設備の中継器盤の配線点検として、当該区画の感知器線のケーブルをリフトすべきところ誤って別のケーブルをリフトしてしまい、複数の区画の感知器及び固定消火設備の自動/遠隔操作が不可となった。なお、現場起動装置からの手動起動は可能な状態であった。

事業者は発生原因として、点検位置表示、ケーブル番号の照合を 1 人で実施してしまったこと及びチェックシートを使わなかったことについては手順書の不遵守とし、また、作業工程について担当者間(作業班長、工事担当)で共有されていなかったこと及び工事担当が現場を一時離れる際に声がけをしなかったことについてはコミュニケーション不足としている。

上記事象いずれも、留意事項の再周知等、顕在化した事象に対する対策は実施されているものの、手順書の不遵守やコミュニケーション不足から発生しているものであ

り、業務に当たっての基本的な動作が徹底されていないことが要因とされている。これら根本的な要因に対してPICo ピア会議やPIM(不適合処置、是正処置及び未然防止処置を確実に実施するために、不適合等の重要度に応じて意思決定・指導助言・監視を行う会議体)にて四半期毎に不適合等の傾向分析を行い、発電所横断的な共通課題としては抽出しているものの、それら要因に対する発電所大での対策が採られておらず、事象発生箇所の各所管グループ単独での対策となっている。

(3) 是正処置

検査官が事業者の採った是正処置の適切性について確認したところ、原因分析が不十分で適切な是正処置の決定及び是正処置範囲の選定が不足している以下の事象を確認した。

令和6年度第1四半期から第4四半期にかけて重大事故等対処設備である衛星電話設備の機能喪失による運転上の制限からの逸脱が4件発生していることに対して令和7年度に原子力規制検査の追加検査を行い、衛星電話設備が通信不能に至る直接原因、及び背景要因の分析で確認された知見に基づいて計画した4件の改善措置活動(アンテナ不具合への対策、コネクタ不具合への対策、衛星電話設備端末のステータスランプ点灯時における対策、衛星電話設備を必要台数確保するための対策)が適切に立案されていることを確認している。その改善措置活動は現在も継続されていることから、今回その状況について確認したところ、アンテナ不具合への対策についてはアンテナの更新周期の見直しを完了していること、コネクタ不具合への対策については、同軸ケーブルの接続部の水分の侵入防止対策を完了していること、衛星電話設備端末のステータスランプ点灯時における対策については、異常ランプ点灯やエラーメッセージ表示時の対処方法を手順書に追記済みであること、衛星電話設備を必要台数確保するための対策については、5号機緊急時対策所へ追加配備の4台中1台は設置済み、残り3台は令和8年度上期中に設置予定であること、6,7号機中央制御所へ

	<p>の追加配備は全て完了していることを確認した。</p> <p>一方、令和7年4月にも1号機中央操作室の当直長席前設置のインマルサット衛星電話装置にて、通信不良が発生している。発生原因は同軸ケーブルの接続部の不良であった。</p> <p>検査官が追加検査時の是正処置に対する水平展開状況について確認したところ、事業者は保安規定での設置要求外の設備であり、自主保全として取替え計画が決定していたことから追加検査時の是正処置の対象としていなかった。</p>
<p>他施設における運転経験及び知見の活用</p>	<p>事業者が、PIMにて決定された不適合等管理方針に基づき、未然防止処置実施箇所は、他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象、国内外の研究等安全に関する情報について、自らの施設で起こる可能性について検討し、未然防止処置の必要性の検討が要となった不適合等やその他運転経験等の知見(BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)について、未然防止処置を実施する。実施した結果についてはCRとして機械処理システムに登録する。また、得られた知見についてはBWR 事業者協議会を通じて、他の原子炉設置者等と共有を行っていることを検査官は確認した。</p>

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

令和7年度(第4四半期)

原子力規制検査報告書

(核物質防護に係る基本検査)

令和8年5月

原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
2. 運転等の状況	1
3. 検査結果	1
4. 検査内容	3
別添 1 検査指摘事項等の詳細	別添 1-1
別添 2 確認資料	
1 日常検査	別添 2-1
2 チーム検査	別添 2-4

1. 実施概要

(1) 事業者名: 東京電力ホールディングス株式会社

(2) 事業所名: 柏崎刈羽原子力発電所

(3) 物理的防護

検査期間: 令和8年1月1日～3月31日

検査実施者:

柏崎刈羽原子力規制事務所 1名

放射線防護グループ核セキュリティ部門 5名

東海大洗原子力規制事務所 1名

検査補助者:

放射線防護グループ核セキュリティ部門 1名

柏崎刈羽原子力規制事務所 1名

2. 運転等の状況

号機	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	停止中(定期検査中)
2号機	停止中(定期検査中)
3号機	停止中(定期検査中)
4号機	停止中(定期検査中)
5号機	停止中(定期検査中)
6号機	運転中(3月22日発電開始)
7号機	停止中(定期検査中)

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や核物質防護に関する事項、防護措置の状況、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の防護措置、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第4四半期の結果は、以下のとおりである。

3.1 検査指摘事項等

重要度又は規制措置が確定した検査指摘事項等は、以下のとおりである。

詳細は、別添1参照

(1)

件名	東京電力ホールディングス株式会社本社及び柏崎刈羽原子力
----	-----------------------------

	発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いについて
検査運用ガイド	PP1201 核物質防護秘密の管理
検査種別	チーム検査/日常検査
事象の概要	<p>○ 原子力規制庁は、令和7年6月12日及び10月7日、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）本社から、本社社員（以下「社員行為者」という。）が、原子力規制委員会発出の核物質防護秘密が含まれる文書（以下「当該文書A」という。）及び柏崎刈羽原子力発電所作成の核物質防護秘密が含まれる3つの文書（以下「当該文書B」という。）を無断複製していた旨の報告を受けた。</p> <p>○ 本件を受け、原子力規制庁は、令和7年6月20日から令和8年1月9日にかけて、原子力規制検査（チーム検査）を実施し、以下の事実を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核物質防護秘密の不適切な取扱いを行っていたのは、行為当時に核物質防護管理者（副）や情報管理責任者に指定されていた社員行為者1名であったこと ・ 社員行為者が、定められた手順を取らずに情報保護区域から持ち出して当該文書Aを2回複製したこと、人事異動に伴って自宅に当該文書を持ち出したこと及び会社貸与スマートフォンで当該文書Aの一部を撮影したこと ・ また、社員行為者が、定められた手順を取らずに当該文書Bを情報保護区域から持ち出して複合機でスキャンデータを作成し、同データを発電所セキュリティ管理部の共用フォルダに保存したこと ・ 更に、社員行為者が、当該文書Bの同データを会社貸与パソコンC（発電所で使用）及びD（本社で使用）の個人フォルダに保存したこと <p>○ 核物質防護秘密を含む文書が定められた手順を取られることなく情報保護区域から持ち出され、複製等されたことは、規制要求を満足することに失敗している状態である。これらの失敗は、合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったことから、パフォーマンス劣化に該当する。</p> <p>○ このパフォーマンス劣化は、「核物質防護」の監視領域(小分類)「核物質防護」の評価領域の属性「核物質防</p>

	<p>護情報の管理」に関連付けられ、当該監視領域(小分類)の目的に悪影響を及ぼすことから、検査指摘事項に該当する。</p> <p>○ 当該検査指摘事項について、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」に基づき評価を行った結果、安全確保の機能・性能への影響があり、防護措置の有効性の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準であり、評価基準により重要度を「白」と評価する。</p> <p>○ さらに、「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、「規制活動への影響」等の要素が確認され、重要度評価「白」の結果も踏まえ、深刻度は「SLⅢ」と評価する。</p>
重要度/深刻度	白/SLⅢ

3.2 検査継続案件

検査でパフォーマンス劣化が確認された(その可能性があるものを含む。)が、更なる事実確認等のため、検査を継続している案件は、以下のとおりである。

(1)

件名	防護区域等の出入管理システムの一部機能喪失
検査運用ガイド	PP1301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)
検査種別	チーム検査/日常検査
検査開始時期	令和7年度第4四半期
事象の概要	令和8年2月18日、事業者より出入管理機能の不備等が考えられる事案を確認したとの報告があった。詳細について調査中。

4. 検査内容

4.1 日常検査

(1) PP1101 特定核燃料物質の管理

検査対象

1) 事業所敷地内の特定核燃料物質

(2) PP1102 特定核燃料物質の常時監視

検査対象

1) 特定核燃料物質の常時監視に関する設備

2) 特定核燃料物質の常時監視に関する装置

(3) PP1104 特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告

検査対象

- 1) 設備の点検要領
- 2) 装置の点検要領
- 3) 設備の点検記録
- 4) 装置の点検記録

(4) PP1301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)

検査対象

- 1) 防護区域等への常時立入者として証明書等を発行された者【検査継続案件あり】

(5) PP1302 防護区域等への人の立入り(一時立入者への証明書等の発行)

検査対象

- 1) 防護区域等への一時立入者として証明書等を発行された者

(6) PP1401 防護区域等への人の立入り(一時立入者の監督)

検査対象

- 1) 防護区域へ立ち入る一時立入者の監督

(7) PP1402 防護区域への車両の立入り

検査対象

- 1) 防護区域への入域許可証の発行を受けた車両

(8) PP1403 周辺防護区域及び立入制限区域への車両の立入り

検査対象

- 1) 周辺防護区域及び立入制限区域の車両入口を通過する車両

(9) PP1406 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)

検査対象

- 1) 防護区域等へ人、手荷物、車両によって持ち込まれる物品及び防護区域等から人、手荷物、車両によって持ち出される物品【検査未了】

(10) PP1407 防護区域の出入口の措置(金属探知機、核物質検知装置等による点検)

検査対象

- 1) 防護区域へ入域する人、車両及び持ち込まれる荷物並びに防護区域から退域

する人、車両及び持ち出される荷物【検査未了】

(11) PP1411 見張人の詰所での一時立入者の監督

検査対象

- 1) 見張人の詰所での一時立入者の監督に関する要領
- 2) 見張人の詰所での一時立入者の監督に関する記録
- 3) 見張人の詰所での一時立入者の監督に関する現場確認

(12) PP1503 周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)

検査対象

- 1) 周辺防護区域の柵等

(13) PP1504 周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1) 周辺防護区域の柵等に沿って設置された人の侵入を確認できる設備
- 2) 周辺防護区域の柵等に沿って設置された人の侵入を確認できる装置

(14) PP1505 立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)

検査対象

- 1) 立入制限区域境界の柵等【検査未了】

(15) PP1506 立入制限区域の設定(標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置)

検査対象

- 1) 立入制限区域周辺の標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備
- 2) 立入制限区域周辺の標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための装置

(16) PP1507 立入制限区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1) 立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる設備【検査未了】
- 2) 立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる装置【検査未了】

(17) PP1508 防護区域等の巡視

検査対象

- 1) 巡視方法
- 2) 巡視時の器材及び巡視記録

(18) PP1514 出入口における鍵の管理

検査対象

- 1) 鍵本体【検査継続案件あり】
- 2) 鍵貸出し簿【検査未了】
- 3) 点検簿【検査継続案件あり】

(19) PP1520 防護区域内防護対象枢要設備の周囲の柵等の中の作業又は巡視(加工(区分Ⅰ)、貯蔵施設は適用なし)

検査対象

- 1) 防護区域内防護対象枢要設備の周囲の柵等の中での作業【検査未了】

(20) PP1526 防護設備の点検及び保守

検査対象

- 1) 維持管理状況【検査継続案件あり】

(21) PP1527 見張人の詰所

検査対象

- 1) 見張人の詰所

(22) PP1529 監視所

検査対象

- 1) 監視所

(23) PP1531 性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価

検査対象

- 1) 性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価

(24) PP1801 教育及び訓練

検査対象

- 1) 特定核燃料物質の防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育計画
- 2) 特定核燃料物質の防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育内容
- 3) 特定核燃料物質の防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育実績
- 4) 被教育者の理解度

(25) PP1804 安全実績指標の検証(核物質防護)

検査対象

- 1) 侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合

4.2 チーム検査

(1) PP1201 核物質防護秘密の管理

検査対象

- 1) 核物質防護秘密文書の管理状況【検査指摘事項等あり】

(2) PP1301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)

検査対象

- 1) 防護区域等への常時立入者として証明書等を発行された者【検査継続案件あり】

(3) PP1403 周辺防護区域及び立入制限区域への車両の立入り

検査対象

- 1) 周辺防護区域及び立入制限区域の車両入口を通過する車両

(4) PP1505 立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)

検査対象

- 1) 立入制限区域境界の柵等【検査未了】

(5) PP1507 立入制限区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1) 立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる設備【検査未了】
- 2) 立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる装置【検査未了】

(6) PP1514 出入口における鍵の管理

検査対象

- 1) 鍵本体【検査継続案件あり】
- 2) 点検簿【検査継続案件あり】

(7) PP1516 中央制御室及び緊急時制御室の扉(加工(区分I)、貯蔵、再処理施設は緊

急時制御室の適用なし)

検査対象

- 1) 中央制御室及び緊急時制御室の扉

(8) PP1526 防護設備の点検及び保守

検査対象

- 1) 防護設備の点検及び保守を定めた文書【検査継続案件あり】
- 2) 防護設備の点検及び保守に関する記録【検査継続案件あり】
- 3) 維持管理状況【検査継続案件あり】

別添 1 検査指摘事項等の詳細

(1)

件名	東京電力ホールディングス株式会社本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いについて
監視領域(小分類)	核物質防護
検査運用ガイド 検査項目 検査対象	PP1201 核物質防護秘密の管理 核物質防護秘密の管理 核物質防護秘密文書の管理状況
検査種別	チーム検査／日常検査
検査指摘事項等の重要度/深刻度	白/SLⅢ
検査指摘事項等の概要	<p>○ 原子力規制庁は、令和7年6月12日及び10月7日、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）本社から、本社社員（以下「社員行為者」という。）が、原子力規制委員会発出の核物質防護秘密が含まれる文書（以下「当該文書A」という。）及び柏崎刈羽原子力発電所作成の核物質防護秘密が含まれる3つの文書（以下「当該文書B」という。）を無断複製していた旨の報告を受けた。</p> <p>○ 本件を受け、原子力規制庁は、令和7年6月20日から令和8年1月9日にかけて、原子力規制検査（チーム検査）を実施し、以下の事実を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核物質防護秘密の不適切な取扱いを行っていたのは、行為当時に核物質防護管理者（副）や情報管理責任者に指定されていた社員行為者1名であったこと ・ 社員行為者が、定められた手順を取らずに情報保護区域から持ち出して当該文書Aを2回複製したこと、人事異動に伴って自宅に当該文書を持ち出したこと及び会社貸与スマートフォンで当該文書Aの一部を撮影したこと ・ また、社員行為者が、定められた手順を取らずに当該文書Bを情報保護区域から持ち出して複合機でスキャンデータを作成し、同データを発電所セキュリティ管理部の共用フォルダに保存したこと ・ 更に、社員行為者が、当該文書Bの同データを会社貸与パソコンC（発電所で使用）及びD（本社で使用）の個人フォルダに保存したこと <p>○ 核物質防護秘密を含む文書が定められた手順を取られることなく情報保護区域から持ち出され、複製等されたこと</p>

	<p>は、規制要求を満足することに失敗している状態である。これらの失敗は、合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったことから、パフォーマンス劣化に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このパフォーマンス劣化は、「核物質防護」の監視領域(小分類)「核物質防護」の評価領域の属性「核物質防護情報の管理」に関連付けられ、当該監視領域(小分類)の目的に悪影響を及ぼすことから、検査指摘事項に該当する。 ○ 当該検査指摘事項について、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」に基づき評価を行った結果、安全確保の機能・性能への影響があり、防護措置の有効性の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準であり、評価基準により重要度を「白」と評価する。 ○ さらに、「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、「規制活動への影響」等の要素が確認され、重要度評価「白」の結果も踏まえ、深刻度は「SLⅢ」と評価する。
<p>事象の説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力規制庁は、令和7年6月12日及び10月7日、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)本社から、本社社員(以下「社員行為者」という。)が、原子力規制委員会発出の核物質防護秘密が含まれる文書(以下「当該文書A」という。)及び柏崎刈羽原子力発電所作成の核物質防護秘密が含まれる3つの文書(以下「当該文書B」という。)を無断複製していた旨の報告を受けた。 ○ 本件を受け、原子力規制庁は、令和7年6月20日から令和8年1月9日にかけて、原子力規制検査(チーム検査)を実施した。 ○ 東京電力では、核物質防護秘密の取扱いについて、必要な手順をマニュアルで定めている。 【当該文書A(紙媒体)について】 ○ 社員行為者による当該文書Aの複製は2回確認され、同マニュアルの存在を知っていたにもかかわらず、定められた手順を取らずにいずれも当時現行版の当該文書Aを情報保護区域から持ち出して複製した。 ○ 1回目は、本社核セキュリティ部門で一般職として勤務していた令和2年11月から12月頃、定められた手順を取らずに本社情報保護区域から当該文書Aを持ち出し、本社

	<p>内において複製した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社員行為者は、令和2年当時、秘密情報取扱者に指定されていた。本社情報保護区域は、セキュリティ部門の執務室と同じ階に設置されており、当時、秘密情報取扱者に指定されている社員であれば、物理鍵を使用して1人で入域すること及び文書保管庫を開けて秘密情報を閲覧することが可能であった。 ○ 当該文書Aを複製した理由について、社員行為者は、令和2年9月20日に発生した柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案に伴い、同事案への対応を巡って原子力規制庁から問合せが増えることを想定し、正確に回答するために当該文書Aを手元で確認できるようにしたと説明している。 ○ 社員行為者は、令和3年4月1日付けで本社から同発電所へ人事異動となった際、本社から自宅、更には転勤先アパート、コンビニエンスストア等に当該文書Aをバッグに入れて持ち出した。 ○ 2回目は、同発電所でセキュリティ部門の管理職として勤務していた令和6年3月頃、定められた手順を取らずに発電所の情報保護区域から当該文書Aを持ち出し、同発電所内において複製した。 ○ 同発電所の情報保護区域は、セキュリティ部門の執務室と別の階に設定されており、当時、社員行為者が管理する鍵及び生体認証装置によって、1人で同区域に入域すること及び文書保管庫を開けて核物質防護秘密を閲覧することが可能であった。 ○ 2回目に複製をした同時期（令和6年3月頃）、1回目に無断複製をした旧版の当該文書Aを同発電所においてシュレッダー処理した。 ○ 2回とも無断複製した当該文書Aについて、情報保護区域の外にあるセキュリティ部門の執務室（本社、発電所）の自席において、退社後は施錠保管していたが、鍵はその所在を容易に推定できる無施錠の引き出しに保管されていた。また、入社後は無施錠のままであった。 ○ 社員行為者は、令和3年4月1日から令和6年6月30日までの間、同発電所の情報管理責任者に指定されていた。 ○ また、令和5年6月23日から令和6年6月30日までの
--	---

	<p>間、同発電所の核物質防護管理者（副）にも選任されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社員行為者は、令和6年7月1日付けで同発電所から本社へ人事異動となった際、同発電所から自宅に当該文書Aをバッグに入れて持ち出した。 ○ 社員行為者は、令和6年7月1日から令和7年6月16日までの間、本社情報管理責任者として指定されていた。 <p>【当該文書A（撮影）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本件の発覚を受け、東京電力が本社情報保護区域内に設置されている監視カメラの録画映像を確認したところ、令和7年2月10日、社員行為者が1人で入域し、当該文書Aの別添資料の特定ページを会社貸与スマートフォンで撮影し、内容の一部を会社貸与パソコンのメール本文に転記して社内関係者16名に送信していた事実も判明した。 ○ 社員行為者は、メールの送信先に秘密情報取扱者に指定されていない者が数名含まれていたため、秘密情報に当たらないよう、当該文書の考え方のみを記載した。 ○ 社員行為者は、令和7年2月10日から12日にかけて当該メールを送信した後、同年6月22日までに同スマートフォンから写真データを削除した。当該メールは、本社及び発電所幹部等と防護措置を巡る意見交換をしている中で送信されたものであり、東京電力では、メールの受信者に対する削除確認を終えた（令和7年8月25日）。 <p>【当該文書B（共用フォルダ保存）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年11月22日、同発電所で勤務していた社員行為者は、定められた手順を取らずに当該文書Bを発電所の情報保護区域から持ち出して複合機でスキャンデータを作成し、同データにパスワードを設定の上、発電所のセキュリティ管理部の共用フォルダに保存した。 ○ 当該文書Bのデータは、社員行為者が、令和5年11月27日に行政機関に対して発電所の核物質防護措置について説明をするために自ら準備したものである。 ○ 当該文書Bのデータには、東京電力のセキュリティ部門全体において多用されるパスワードが設定されており、発電所セキュリティ管理部に所属する社員であれば誰でもアクセスできる状態であったものの、秘密情報取扱者に指定されていない社員が閲覧等したアクセスログはない。
--	---

	<p>○ 同データにアクセスしたのは、秘密情報取扱者のみであり、印刷等の記録はない。</p> <p>【当該文書B（個人フォルダ保存）について】</p> <p>○ 社員行為者は、当該文書Bのデータを令和5年11月22日に会社貸与パソコンC（発電所で使用）の個人フォルダへ、人事異動後の令和6年7月1日に同パソコンD（本社で使用）の各個人フォルダへ保存した。</p> <p>○ パソコンCからDにデータを移行する際、本人のほか発電所総務グループ及び委託企業の一部社員がアクセスできる一時利用フォルダ（一定期間経過後に自動削除）を経由したが、故障パソコンからのデータ移行を除き、通常は本人のみがアクセスする運用である。</p> <p>○ パソコンC、Dともに、社員行為者の個人パスワードが設定（暗号化）されており、社員行為者本人のみが当該文書Bのデータにアクセス可能な仕組みである。</p> <p>○ パソコンCは、社員行為者が本社に異動した令和6年7月1日から令和7年5月13日頃までの間、発電所内で管理された後、故障パソコンとして、令和7年5月14日から同年10月23日までの間、千葉県内の東京電力の施設において管理されていた。</p> <p>○ パソコンDは、当該文書Aの不適切な取扱いが発覚した同時期に不具合が発生した後、本社において管理されていた。令和7年9月4日に別な委託企業において内部データを外部記録媒体に移行し、同年10月6日から千葉県内の東京電力の施設において管理されていた（外部記録媒体は本社情報保護区域で管理）。</p>
<p>検査指摘事項の重要度評価等</p>	<p>[パフォーマンス劣化]</p> <p>規制要求において、核物質防護に関する情報を適切に管理することを求められているところ、核物質防護秘密を含む文書が定められた手順を取られることなく情報保護区域から持ち出され、複製及び個人保管されたことやスキャンデータが社内の共用フォルダ等に保存されたことは、規制要求を満足することに失敗している。</p> <p>これらの失敗は、事業所の下部規定に必要な手順が規定されていることから、合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であるため、パフォーマンス劣化に該当する。</p>

[スクリーニング]

ステップ1

当該パフォーマンス劣化は、核物質防護を維持し、確保することに関して、事業者が規制要求及び自主基準を満足することに失敗している状態である。

またこの失敗は、社員行為者の故意によるものであることのほか、核物質防護管理者等が適正な業務管理を実施していれば回避することが可能であった。

よって、この失敗は合理的に予測可能であり、予防措置を講ずることが可能であったと認められる。

ステップ2

当該パフォーマンス劣化が是正されない場合、核物質防護に関する情報が外部に漏えいし、核物質防護上重大な問題をもたらす可能性があり、核物質防護を維持することに影響を与えていると認められる。

よって、当該パフォーマンス劣化は検査指摘事項に該当すると判断した。

[重要度評価]

1 初期評価結果

核物質防護に係る重要度評価に関するガイドの表2「重要度評価の附属書の選定ルート」を基に判断したところ、当該検査指摘事項は、核物質防護情報の管理に関するものであることから、「附属書2」で評価することとなる。

2 重要度評価結果

当該検査指摘事項については、次のパフォーマンス劣化を認める。

- (1) 核物質防護秘密の管理
- (2) 核物質防護秘密の管理
- (3) 核物質防護秘密の管理
- (4) 核物質防護秘密の管理
- (5) 妨害破壊行為等の脅威への対応(DBT に対応した防護措置)

重要度評価ガイド附属書2「核物質防護情報の管理に関する

る重要度決定プロセス」に従い、検査指摘事項として確認した当該文書A及びBの不適切な取扱いについて、重要度を評価する。

【当該文書A（紙媒体）について】

当該文書Aは、情報保護区域の外にある執務室（本社、発電所）の自席において、退社後は施錠保管していたが、鍵はその所在を容易に推定できる無施錠の引き出しに保管されていた。また、入社後は無施錠のままであったため、その態様から文書が放置された環境にあったと判断する。

よって、検査指摘事項は放置された核物質防護秘密が関係しているため、2. のステップに進む。

検査指摘事項は、事業者の核物質防護秘密の物理的管理不備に関係しており、2.（2）のステップに進み、核物質防護秘密は暗号化されていなかったことから、3. のステップに進む。

暗号化されていない核物質防護秘密は、立入制限区域の外に放置されていたことから、5. のステップに進む。

核物質防護秘密の移送中ではなかったことから、6. のステップに進む。

立入制限区域の外に核物質防護秘密が放置されていた際、その場所は東京電力社員や立ち入りが認められた者以外の立ち入りが制限されている東京電力本社内であったことから、4（3）に進む。

立入制限区域の外（本社）で核物質防護秘密が放置されていた時間は、令和6年7月1日から令和7年6月12日までの間である。

4（2）において、机の引き出しの中は発見されにくい状態と例示されていることから、検査指摘事項は、発見されにくい状態で放置時間が96時間を超過しているものであり、重要度は「白以上」と評価する。

【当該文書A（撮影）について】

会社貸与スマートフォンを使用して当該文書Aの特定ページを撮影したものであり、当該スマートフォンは自宅等に持ち出されていることから、放置された環境にあったと判断する。

よって、検査指摘事項は放置された核物質防護秘密が関係しているため、2. のステップに進む。

検査指摘事項は、事業者の核物質防護秘密の物理的管理不備に関係しており、2. (2) のステップに進み、当該スマートフォンは社員行為者のパスワードで暗号化されていたことから、放置されていた場所及び放置されていた期間によって重要度を評価する。

核物質防護秘密が保存された当該スマートフォンが自宅等に持ち出された時間は、撮影した令和7年2月10日から同年6月22日までの間である。

核物質防護秘密が放置されていた場所は、防護区域内ではなく、放置されていた期間が30日を超えているため、重要度は「白以上」と評価する。

【当該文書B（共用フォルダ保存）について】

発電所セキュリティ管理グループの共用フォルダに保存されていた当該文書Bのデータについて、秘密情報取扱者に指定されていない社員が閲覧等できる状態で保存されていたことから、放置された環境にあったと判断する。

よって、検査指摘事項は放置された核物質防護秘密が関係しているため、2. のステップに進む。

共用フォルダに核物質防護秘密が放置されていた時間は、令和5年11月22日から令和7年10月6日までの間である。

検査指摘事項は、事業者の核物質防護秘密の電子的管理不備に関係しており、2. (1) のステップに進み、影響を受けるシステムにおいて核物質防護秘密を保管してから7日以上経過しているため、重要度は「白以上」と評価する。

【当該文書B（個人フォルダ保存）について】

パソコンC及びDは、当該文書Bのデータが社員行為者の個人フォルダに保存されたまま本社及び発電所の執務室等で保管後、千葉県内に移送されていたことから、放置された環境にあったと判断する。

よって、検査指摘事項は放置された核物質防護秘密が関係しているため、2. のステップに進む。

検査指摘事項は、事業者の核物質防護秘密の物理的管理不備に関係しており、2. (2) のステップに進み、核物質防護秘密は社員行為者のID及びパスワードで暗号化されていたことから、放置されていた場所及び放置されていた期間によ

	<p>って重要度を評価する。</p> <p>千葉県内に保管されていた期間について、最も長いのはパソコンCの令和7年5月14日から同年10月23日までの間である。</p> <p>核物質防護秘密が放置されていた場所は、防護区域内ではなく、放置されていた期間が30日を超えているため、重要度は「白以上」と評価される。</p> <p>【重要度評価結果（まとめ）】</p> <p>以上のとおり、重要度評価はいずれも「白以上」である。放置された核物質防護秘密について、放置された期間が最も長いものは当該文書B（共用フォルダ保存）の約1年10か月間であり、その他の秘密についても重要度評価において基準となるそれぞれの期間を超過している一方で、放置された情報の全てが紛失や社外へ漏えいした事実等の重要度評価を付加する要素は確認されていない。</p> <p>よって、検査指摘事項は、安全確保の機能・性能への影響があり、防護措置の有効性の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準であり、評価基準により重要度を「白」と評価する。</p>
<p>規制措置</p>	<p>[深刻度評価]</p> <p>1 特定された検査指摘事項の具体的な評価</p> <p>原子力規制検査における規制対応措置に関するガイドに基づき、次のとおり評価を行った。</p> <p>a. 原子力安全又は核物質防護に実質的な影響を及ぼすものであったか</p> <p>検査指摘事項は、核物質防護に関わる情報が定められた手順を取られることなく複製されるなど、適切に管理されていない状況であったが、情報保護区域内に設置されている監視カメラ映像や社内調査により、情報の紛失や漏えいはなかったことから、核物質防護に実質的な影響を及ぼしていない。</p> <p>b. 原子力規制委員会の規制活動に対する影響を与えたか</p> <p>検査指摘事項は、許認可や原子力規制検査などの規制活動に影響する性質のものではない。</p> <p>c. 意図的な不正行為があったか</p> <p>検査指摘事項は、社員行為者の個人判断による意図的な不正行為である。</p>

	<p>社員行為者は、行為時において核物質防護管理者（副）や情報管理責任者という立場であったものの、その立場を利用した組織的な不正行為ではない。</p> <p>2 深刻度の評価</p> <p>重要度評価が「白」であることや、上記a、b、cを総合的に判断した結果、核物質防護上一定の影響を有する事態になり得たものと認められ、深刻度レベルは「SLⅢ」と評価する。</p>
整理番号	J05-202602-03

令和 7 年度の原子力規制検査等の結果及び総合的な評定 並びに令和 8 年度の検査計画

令和 8 年 5 月 20 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、以下の事項について報告するとともに、令和 8 年度の原子力規制検査の計画の了承について諮るものである。

- ・ 令和 7 年度の原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定¹
- ・ 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所について、令和 7 年度の実施計画検査²の結果及び令和 8 年度実施計画検査の計画
- ・ 令和 7 年度の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）又は船舶安全法に基づく核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

2. 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定

令和 7 年度の原子力規制検査の実績は別紙 1-1 から 1-5 のとおりであり、令和 7 年度の原子力規制検査の結果に基づき総合的な評定を行った。その概要は以下のとおり。

- 令和 7 年度に実施した基本検査の結果、以下を除く全ての施設で対応区分は第 1 区分であった。
- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号機については、令和 6 年度第 1～4 四半期の安全実績指標の結果を踏まえ、令和 7 年度第 6 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 30 日）において対応区分を第 1 区分から第 2 区分に変更することが了承された³。これを受けて、同年 5 月に追加検査を実施し、令和 7 年度第 19 回原子力規制委員会（令和 7 年 7 月 9 日）において、追加検査の結果を報告するとともに、当該検査結果を踏まえて、7 号機の対応区分を第 2 区分から第 1 区分に変更することが了承された⁴。
- また、東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いについては、原子力規制検査の結果を踏まえ、令和 7 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 4 日）において重要度評価を確定し、対応区分の変更（第 1 区分から第 2 区分）が了承された⁵。

なお、上述の総合的な評定は、既に原子力規制委員会に報告している原子力規制

¹ 法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定により、原子力規制検査の結果に基づき事業者の検査の実施や保安の措置等の安全活動について総合的な評定をするもので、同条第 8 項の規定により、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者の安全活動について改善が図られているかどうかについても勘案することとされている。

² 法第 64 条の 3 第 7 項の検査をいう。ここではそのうち東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条の 2 第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる検査を対象とする。

³ 令和 7 年度第 6 回原子力規制委員会（令和 7 年 4 月 30 日）議題 3 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100009789>)

⁴ 令和 7 年度第 19 回原子力規制委員会（令和 7 年 7 月 9 日）議題 4 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100011556>)

⁵ 令和 7 年度第 63 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 4 日）議題 1 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100016293>)

検査の結果に基づいてとりまとめたものであるため、個別の施設ごとの通知については、原子力規制委員会行政文書管理要領に基づき、原子力規制庁において処理・実施する。

3. 令和8年度の基本検査の検査計画（委員会了承事項）

2. に示す令和7年度の総合的な評定を踏まえた令和8年度の基本検査の検査計画を別紙2-1から2-5のとおりとすることについて了承いただきたい。

検査計画の概要は以下のとおり。

《原子力施設安全・放射線安全関係》

○全ての施設について、施設の状態に応じた通常のサンプル数で基本検査を行う。

○中部電力（株）浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正事案に係る検査については、令和7年度第51回原子力規制委員会（令和8年1月14日）において了承された対応方針に基づき、引き続き基本検査を行い、確認された事実関係に基づき、必要な対応を行う⁶。

《核物質防護関係》

○東京電力柏崎刈羽原子力発電所については対応区分が第2区分であることから、基本検査に加えて追加検査1を行う。同発電所以外の施設については、対応区分が第1区分であることから、基本検査を行う。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の令和7年度実施計画検査の結果及び

令和8年度実施計画検査の計画

令和7年度実施計画検査の結果の概要は（1）のとおり。また、令和7年度第63回原子力規制委員会（令和8年3月4日）で了承を得た令和8年度実施計画検査の基本方針⁷に基づき策定した令和8年度実施計画検査の計画の概要は（2）のとおり。

（1）令和7年度実施計画検査の結果

施設定期検査については、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、使用済燃料プール設備及び汚染水処理設備等の性能検査を行い、対象設備について実施計画に定められた性能が維持されていることを確認した。また、原子炉圧力容器・格納容器注水設備及び汚染水処理設備等を構成する機器の放射性物質の閉じ込め機能が維持されているかについて検査を行い、対象機器について放射性物質の閉じ込め機能が維持されていることを確認した。

保安検査については、廃炉プロジェクトマネジメント、放射線管理、火災対策等の観点から事業者の保安活動を確認した。これらの結果、検査指摘事項は確認されなかった。

核物質防護検査においては、物理的防護の強度、情報システムセキュリティ対策、事業者の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）の定期的な評価・改善といった観点から確認した。これらの結果、検査指摘事項は確認されなかった。

⁶ 令和7年度第51回原子力規制委員会（令和8年1月14日）議題1（<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100015153>）

⁷ 令和7年度第63回原子力規制委員会（令和8年3月4日）議題2（<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100016293>）

(2) 令和8年度実施計画検査の計画

令和8年度からは、実施計画検査の枠組みの再整理を踏まえ、これまで施設定期検査で確認していた原子炉施設の性能を確認するため、保安検査の検査項目に「施設管理」を追加することとした。

これらを踏まえ、令和8年度の保安検査については、事業者の保安活動が適切に行われているかを、廃炉プロジェクトマネジメント、放射線管理、火災対策等の観点から確認するとともに、原子炉施設の性能を確認するため、「施設管理」の観点を検査項目に追加する。

核物質防護検査については、物理的防護の強度、情報システムセキュリティ対策、防護措置の定期的な評価・改善といった観点から確認していくこととする。

5. 核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

令和7年度に、法又は船舶安全法に基づき国土交通大臣が実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果は、次のとおり。

(1) 確認状況

令和7年度中、別紙4のとおり、輸送事業者等の提出した「輸送時の安全及び防護のために必要な措置を定めた輸送に係る計画書」の内容が適切であることの確認及び輸送前の現場における実際の防護措置の確認が行われた。

(2) 確認結果

特に問題はなかった。

(添付資料)

別紙1-1	令和7年度検査実績（日常検査（実用発電用原子炉））
別紙1-2	令和7年度検査実績（日常検査（核燃料施設等））
別紙1-3	令和7年度検査実績（日常検査（核物質防護））
別紙1-4	令和7年度検査実績（チーム検査）
別紙1-5	令和7年度検査実績（政令41条非該当施設等）
別紙2-1	令和8年度検査計画（日常検査（実用発電用原子炉））
別紙2-2	令和8年度検査計画（日常検査（核燃料施設等））
別紙2-3	令和8年度検査計画（日常検査（核物質防護））
別紙2-4	令和8年度検査計画（チーム検査）
別紙2-5	令和8年度検査計画（政令41条非該当施設等）
別紙3	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所令和7年度実施計画検査の結果及び令和8年度実施計画検査の計画
別紙4	令和7年度核燃料物質輸送における防護措置確認実施状況一覧
参考1	検査指摘事項一覧
参考2	分かりやすい説明資料

年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）の実施状況

○令和7年度検査実績（チーム検査）【凡例】下線：変更箇所（取消線は削除を示す）件数：変更箇所（取消線は削除を示す）件数：原子力規制検査報告書の4.検査内容に記載のある検査対象の完了と検査未了の件数

No.	ガイド 番号	検査ガイド名	令和7年度				令和7年度				令和7年度							
			第1四半期実績		第2四半期実績		第3四半期実績		第4四半期実績		第1四半期実績		第2四半期実績		第3四半期実績		第4四半期実績	
			完了	未了	完了	未了	完了	未了	完了	未了	完了	未了	完了	未了	完了	未了	完了	未了
1	BM0010	使用前事業者検査に対する監督	柏崎刈羽(6号機) 東海第二 美浜(3号機) 大飯(3.4号機) 高浜(3.4号機) 伊方(3号機) 玄海(3号機) 川内(1号機) 原燃加工施設(MOX加工施設)	1 1 1 0 4 0 0 1 0	1 3 0 2 2 1 2 1	女川(2号機) 柏崎刈羽(6.7号機) 東海第二 大飯(3.4号機) 高浜(1,2,3,4号機) 伊方(3号機) 玄海(3.4号機) 川内(1号機) リサイクル燃料貯蔵	0 0 0 0 0 1 0 0	1 2 3 2 3 2 1 1	女川(2号機) 東海第二 美浜(3号機) 大飯(3.4号機) 高浜(1,2,3,4号機) 伊方(3号機) 玄海(3.4号機) 川内(2号機) リサイクル燃料貯蔵	0 0 2 2 5 1 1 0 2	1 3 0 0 2 0 1 1	原燃再処理(MOX加工施設) 原燃再処理施設 三菱原子燃料 原燃工 東海	0 0 1 0	1 3 0 0 2 0 1 1	0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0		
2	BM1050	供用期間中検査に対する監督	美浜(3号機) 女川 高浜 島根	1 0 1 0	0 1 0 1	柏崎刈羽(6号機) 大飯(3号機) 女川 島根	1 1 1 0	0 0 0 1	女川(2号機) 伊方(3号機) 川内(1,2号機) 大飯 島根 大飯	2 2 0 0	0 0 1 1	高浜(3.4号機) 玄海(3.4号機) 島根 大飯	2 2 0 0	0 0 1 1	0 0 0 0	0 0 0 0		
3	BM0100	設計管理	女川 高浜 島根	0 1 0	1 0 1	女川 島根	1 0	0 1	島根 大飯	0 0	1 1	0 0	0 0	1 1	0 0	1 0	0 0	
4	BM0110	作業管理※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	BO1050	取替炉心の安全性	柏崎刈羽(6号機) 美浜(3号機) 高浜(3号機) 玄海(3号機)	4 0 0 0	0 0 0 0	大飯(3号機) 玄海(4号機) 高浜(4号機)	3 0 0	0 0 0	高浜(1号機) 伊方(3号機) 川内(1号機)	3 0 0	0 0 0	高浜(1号機) 伊方(3号機) 川内(1号機)	3 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
6	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)※2	原子燃料工業(熊取) 原子燃料工業(東海) 三菱原子燃料 京大(KUCA)	2 0 6 4	0 2 0 0	JAEA 原科研(JRR-3) JAEA 原科研(FCA) 原子燃料工業(熊取) 三菱原子燃料 GNFJ 東京電力(柏崎刈羽)	2 0 2 2 2 1	0 2 0 0 0 1	JAEA 大洗研(JMTR) JAEA 原科研(JRR-3) JAEA 原科研(FCA) 原子燃料工業(熊取) 東京電力(福島第一)	2 4 2 2 2	0 0 0 0 0	JAEA 大洗研(JMTR) JAEA 原科研(JRR-3) JAEA 原科研(FCA) 原子燃料工業(熊取) 東京電力(福島第一)	2 4 2 2 2	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0	
7	BO1070	運転員能力※3	—	0	0	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	BE0021	火災防護(3年)	女川 美浜 高浜	0 1 1	5 0 0	女川 島根	5 0	1 5	女川 島根	1 0	0 5	女川 島根	1 0	0 5	0 0	0 0	0 0	0 0
9	BE0070	重大事故等対応要員の	柏崎刈羽	2	0	女川	0	1	女川	0	1	女川	0	1	1	1	0	0

年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）の実施状況

	訓練評価	美浜 高浜	1 1	0 0	大飯 島根	1 0	柏崎刈羽 美浜 大飯	2 1 1	0 0 0				
					伊方	0 1	高浜 島根 伊方 川内	1 1 1 1	1 0 0 0	高浜 伊方 玄海 川内	1 1 2 1	0 0 0 0	
10BE0080	重大事故等対応訓練の シナリオ評価	柏崎刈羽 美浜 高浜	2 1 1	0 0 0	柏崎刈羽 大飯 高浜 島根 伊方 川内	0 1 0 1 0 1	女川 柏崎刈羽 美浜 大飯 高浜 島根 川内	2 2 1 1 2 1 1	0 0 0 0 0 0 1	伊方 玄海 川内	1 2 1	0 0 0	
11BR0020	放射線被ばく評価及び 個人モニタリング	女川 伊方	1 3	0 0	東北東通 大飯 原燃再処理施設	1 3 1	志賀 美浜 島根	1 3 1	0 0 0	浜岡 高浜	1 3	0 0	
12BR0030	放射線被ばくALARA 活動	女川 伊方	1 2	0 0	東北東通 大飯 原燃再処理施設	1 2 1	志賀 美浜 島根	1 2 1	0 0 0	浜岡 高浜	1 2	0 0	
13BR0040	空气中放射性物質の管 理と低減	女川 伊方	1 2	0 0	東北東通 大飯 原燃再処理施設	1 2 1	志賀 美浜 島根	1 2 1	0 0 0	浜岡 高浜	1 2	0 0	
14BR0050	放射性気体・液体廃棄 物の管理	女川 玄海	2 2	0 0	東北東通 大飯 原燃再処理施設	2 2 1	志賀 美浜 島根	2 2 1	0 0 0	浜岡 川内	2 2	0 0	
15BR0070	放射性固体廃棄物等の 管理※4	JAEA ふげん	1	0	JAEA 人形峠	1	浜岡	1	0				
16BR0080	放射線環境監視プログ ラム	女川 柏崎刈羽 玄海	1 1 2	0 0 0	東北東通 原燃再処理施設	1 1 1	志賀 島根	1 1	0 0	浜岡 川内	1 2	0 0	
17BR0090	放射線モニタリング設 備	女川 玄海	2 2	0 0	東北東通 原燃再処理施設	2 1	志賀 島根 原燃再処理	2 2 1	0 0 0	浜岡 川内	2 2	0 0	
18BQ0010	品質マネジメントシステ ムの運用※5	浜岡 高浜 川内	1 1 1	0 0 0	志賀 美浜 伊方	1 0 1	女川 福島第二 柏崎刈羽 美浜 大飯	1 1 0 1 1	0 1 0	柏崎刈羽 島根 玄海	1 1 1	0 0 0	
19BZ2010	非該当使用者等※6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計		65	65		53		103			57		

※1 検査項目のうち、「作業管理(放射性廃棄物の受入管理)」「法定確認」(法定確認)を廃棄物処理施設以外で実施される場合はチーム検査で実施

※2 検査項目のうち、「発送前検査」(法定確認)をチーム検査で実施

※3 検査項目のうち、「運転責任者認定試験の適切性」をチーム検査で実施

※4 検査項目のうち、「事業所外廃棄(輸入廃棄物)」、「事業所外運搬(B型輸送物)」、「放射能濃度」(いずれも法定確認)をチーム検査で実施

※5 検査項目のうち、「年次検査」をチーム検査で実施

※6 検査項目のうち、「廃止措置の終了確認」(法定確認)をチーム検査で実施

実績

令和7年度				
	第1四半期(実績)	第2四半期(実績)	第3四半期(実績)	第4四半期(実績)
物理的防護	三菱原子燃料 JAEA大洗① JAEA大洗② JAEA原科研① JAEA原科研② MHI原子力研究開発 三菱電機 志賀 柏崎刈羽	NMCC六ヶ所 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 大間 RFS JAEAふげん 柏崎刈羽① 柏崎刈羽② 柏崎刈羽③ 東通 原燃工東海 浜岡 高浜① 高浜② 大飯① 大飯② 近畿大学① 近畿大学② 敦賀 伊方 川内	泊 東通 原燃再処理 原燃濃縮・埋設 女川 福島第二 JAEA再処理 JAEA核サ研 JAEA原科研①、② RFS 柏崎刈羽①、② 東海第二 NMCC東海 浜岡 東芝①、② 三菱電機 志賀 高浜 敦賀 美浜 NFD 大飯 JAEAもんじゅ①、② JAEAふげん 京都大学①、② 原燃工熊取①、② JAEA人形峠①、② 島根 玄海	JAEA大洗①、②、③ JAEA原科研①、② GNF-J 近畿大学①、② 原燃濃縮・埋設 柏崎刈羽①、②、③ 志賀 浜岡 高浜 美浜①、② JAEA再処理
情報システム防護	福島第二 柏崎刈羽 志賀 島根 JAEA再処理 RFS 近畿大学① 近畿大学② NMCC六ヶ所	女川 伊方 川内 東通 敦賀 東海第二 原燃再処理 GNF-J 三菱電機	浜岡 美浜 大飯 玄海 JAEAふげん JAEA大洗①、② NFD	泊 高浜 NMCC東海 原燃工東海

令和8年度 日常検査 検査計画(実用発電用原子炉) ※1

ガイド番号	検査ガイド名	泊	東通	女川	福島第二	柏崎刈羽	東海	浜岡	志賀	敦賀	美浜	大飯	高浜	島根	伊方	玄海	川内	大間	(東電)東通
		1~3号:長停 1号:長停 2号:運転 3号:長停	1号:長停	1号:廃止 2号:運転 3号:長停	1~4号:廃止 1号:長停 2号:運転 3号:長停	1~5号:長停 6号:運転 7号:長停	1号:廃止 2号:長停	1,2号:廃止 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止 2号:長停	1,2号:廃止 3号:運転	1,2号:廃止 3,4号:運転	1~4号:運転	1号:廃止 2号:運転 3号:長停	1,2号:廃止 3号:運転	1,2号:廃止 3,4号:運転	1,2号:運転	1号:建設	(東電)東通 1号:建設
1	BM0020	3	1	7	4	11	2	2	2	2	7	12	20	8	8	12	10	-	-
2	BM1040	1	1	3	1	3	2	1	1	2	2	3	2	2	2	3	2	-	-
3	BM0060	1	1	5	1	5	1	1	1	1	5	5	5	5	5	5	5	-	-
4	BM0110	4	4	4	4	4	4	7	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-	-
5	BO0010	4	3	17	-	20	3	4	4	3	14	18	26	18	20	18	18	-	-
6	BO1020	4	3	18	2	20	4	5	4	4	15	19	26	18	10	19	18	-	-
7	BO1030	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	2	4	1	1	2	2	-	-
8	BO1040	3	2	12	-	14	2	3	3	2	10	13	19	10	10	13	13	-	-
9	BO0060	3	1	3	2	7	1	3	2	2	3	3	4	2	5	4	2	-	-
10	BO1070	1	1	5	1	5	1	1	1	1	5	5	5	5	10	5	5	-	-
11	BE0010	2	2	4	2	4	2	2	2	2	4	4	4	4	3	4	4	-	-
12	BE0020	4	4	13	4	13	4	4	4	4	13	13	13	13	13	13	13	-	-
13	BE0030	1	1	3	-	4	1	1	1	1	2	3	4	2	1	3	3	-	-
14	BE0040	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
15	BE0050	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
16	BE0060	-	-	10	-	10	-	-	-	-	10	10	10	12	10	10	10	-	-
17	BE0090	1	1	4	1	4	1	1	1	1	4	4	4	4	2	4	4	-	-
18	BE0100	1	1	4	1	4	1	1	1	1	4	4	4	4	2	4	4	-	-
19	BR0010	3	3	6	3	6	3	4	3	3	6	6	6	6	6	6	6	-	-
20	BR0070	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	-	-
21	BQ0010	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
22	BQ0040	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-
23	BQ0050	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
24	BQ0050	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	-	-
合計		45	38	128	34	144	41	49	43	42	118	137	169	127	121	138	132	0	0

(単位:サンプル数)

【凡例】

- (1)「運転」:新規制基準対応済で供用中
- (2)「長停」:新規制基準対応準備中で長期停止中
- (3)「廃止」:廃炉認可済
- (4)「建設」:建設段階

- ※1 令和7年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。
- ※2 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長判断によりサンプル数を設定する。

令和8年度 日常検査検査計画 (核物質防護)

実用発電用原子炉、再処理施設

No.	サイト番号	検査ガイド名	検査頻度	目安時間	サンプル数												再処理施設						
					運転中の発電炉						長期停止中・廃止措置中 (建設中) の発電炉						原燃再処理	JAEA核燃料研究センター (廃止措置中)					
					女川	柏崎刈羽	美浜	大飯	高浜	島根	伊方	玄海	川内	泊	東通	福島第一※1	福島第二	東海第二	浜岡	志賀	敦賀	再処理施設	
1	PP1101	特定核燃料物質の管理	1年間に1回	4.0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1
2	PP1102	特定核燃料物質の常時監視	1年間に1回	4.0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	PP1103	特定核燃料物質の管理における出入口の施設及び検知装置の設置	1年間に1回	4.0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
4	PP1104	特定核燃料物質並びに設備及び装置の点検の実施と報告	1年間に1回	4.0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
5	PP1301	防護区域等への人の立入り (常時立入者への証明書等の発行)	1年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
6	PP1302	防護区域等への人の立入り (一時立入者への証明書等の発行)	2年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	PP1303	個人の信頼性確認	1年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	PP1401	防護区域等への人の立入り (一時立入者の監督)	2年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
9	PP1402	防護区域への車両の立入り	1年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
10	PP1403	周辺防護区域及び立入制限区域への車両の立入り	1年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
11	PP1404	防護区域等の駐車場の設置	3年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
12	PP1405	当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両	3年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
13	PP1406	防護区域等の出入口の措置 (目視等による点検)	1年間に1回	11.5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
14	PP1407	防護区域の出入口の措置 (金属探知機、核物質検知装置等による点検)	1年間に1回	11.5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
15	PP1408	防護区域等の出入口の措置 (出入口の常時監視)	1年間に1回	11.5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
16	PP1409	中央制御室外停止装置設置区域における一時立入者の監督 (加工 (区分I)、貯蔵、再処理施設は適用なし)	2年間に1回	4.0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	PP1410	防護区域外防護対象区域設置区域における一時立入者の監督 (加工 (区分I)、貯蔵 (区分I)、貯蔵施設は適用なし)	2年間に1回	4.0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
18	PP1411	見張人の話所での一時立入者の監督	2年間に1回	4.0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
19	PP1412	監視所での一時立入者の監督	2年間に1回	4.0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
20	PP1503	周辺防護区域の設定 (周辺防護区域の柵等の設置)	3年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
21	PP1504	周辺防護区域の設定 (人の侵入を確認できる設備又は装置)	2年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
22	PP1505	立入制限区域の設定 (立入制限区域の柵等の設置)	3年間に1回	11.5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
23	PP1506	立入制限区域の設定 (標識及びサイレン、拡声器その他の人に警告するための設備又は装置)	3年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
24	PP1507	立入制限区域の設定 (人の侵入を確認できる設備又は装置)	2年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
25	PP1508	防護区域等の巡視	1年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
26	PP1511	監視装置の設置	3年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
27	PP1514	出入口における鍵の管理	1年間に1回	11.5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
28	PP1520	防護区域外防護対象区域設置区域の柵等の設置 (加工 (区分I)、貯蔵施設は適用なし)	2年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	PP1522	防護区域外防護対象区域設置区域の柵等の設置 (加工 (区分I)、貯蔵施設は適用なし)	2年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
30	PP1524	特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内の作業又は巡視 (加工 (区分I)、貯蔵、再処理施設は適用なし)	2年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
31	PP1526	防護設備の点検及び保守	1年間に1回	7.5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
32	PP1527	見張人の話所	3年間に1回	7.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	PP1528	見張人の話所における連絡手段	2年間に1回	7.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	PP1529	監視所	3年間に1回	7.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	PP1530	監視所の連絡手段	2年間に1回	7.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	PP1531	性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価	1年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
37	PP1801	教育及び訓練	1年間に1回	7.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
38	PP1804	安全実績指標の検証 (核物質防護)	1年間に1回	4.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	PP1805	事象発生時の初動対応 (核物質防護)	必要に応じ	4.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					79	75	81	83	83	79	81	81	81	75	72	71	76	74	74	74	74	74	73
合計																							

※1 実施計画に基づく核物質防護検査として実施する。

※ 施設の状態に応じて、核セキュリティ部門と調整の上、サンプル数を増減することができる。なお、「/」は対象がない施設、「—」は必要がない施設、「0」は運用なしのため検査対象外の施設を表す。

○令和8年度検査計画(チーム検査)

No.	ガイド 番号	検査ガイド名	令和8年度				令和9年度		
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
1	BM0010	使用前事業者検査に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
2	BM1050	供用期間中検査に対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
3	BM0100	設計管理	原燃再処理 JAEA 再処理						
4	BM0101	エンジニアリング検査 (実用発電用原子炉)	川内	伊方	柏崎刈羽	玄海			美浜
5	BM0110	作業管理※1	(申請の都度)						
6	BO1050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
7	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)※2	(申請の都度)						
8	BO1070	運転員能力※3	(申請の都度)						
9	BE0021	火災防護(3年)	川内	伊方	柏崎刈羽	玄海			美浜
10	BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
11	BE0080	重大事故等対応訓練のシナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
12	BR0020	放射線被ばく評価及び個人モニタリング	敦賀 玄海	泊 島根 JAEA 再処理	福島第二 柏崎刈羽 東海・東海第二	川内	東北東通 女川 美浜	志賀 原燃再処理	
13	BR0030	放射線被ばくALARA活動	敦賀 玄海	泊 島根 JAEA 再処理	福島第二 柏崎刈羽 東海・東海第二	川内	東北東通 女川 美浜	志賀 原燃再処理	
14	BR0040	空气中放射性物質の管理 と低減	敦賀 玄海	泊 島根 JAEA 再処理	福島第二 柏崎刈羽 東海・東海第二	川内	東北東通 女川 美浜	志賀 原燃再処理	
15	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理	女川 敦賀 美浜	泊 JAEA 再処理	福島第二 東海・東海第二 高浜	大飯 伊方	東北東通 玄海	志賀 島根 原燃再処理	
16	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理※4	(申請の都度)						
17	BR0080	放射線環境監視プログラム	女川 敦賀 美浜	泊 JAEA 再処理	福島第二 東海・東海第二 高浜	大飯 伊方	東北東通 玄海	志賀 島根 原燃再処理	
18	BR0090	放射線モニタリング設備	女川 敦賀 美浜	泊 JAEA 再処理	福島第二 東海・東海第二 高浜	大飯 伊方	東北東通 玄海	志賀 島根 原燃再処理	
19	BG0010	品質マネジメントシステムの運用※5	高浜	泊 女川 大飯 伊方	美浜 川内 JAEA 再処理	柏崎刈羽 島根 玄海 原燃再処理	原電東海 高浜	女川 大飯 伊方	
19	BZ2010	非該当使用者等※6							

※1 検査項目のうち、「作業管理(放射性廃棄物の受入管理)」(法定確認)を廃棄物処理施設以外で実施される場合はチーム検査で実施

※2 検査項目のうち、「發送前検査」(法定確認)をチーム検査で実施

- ※3 検査項目のうち、「運転責任者認定試験の適切性」をチーム検査で実施
- ※4 検査項目のうち、「事業所外廃棄（輸入廃棄物）」、「事業所外運搬（B型輸送物）」、「放射能濃度」（いずれも法定確認）をチーム検査で実施
- ※5 検査項目のうち、「年次検査」をチーム検査で実施
- ※6 検査項目のうち、「廃止措置の終了確認」（法定確認）をチーム検査で実施

計画

令和8年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
物理的防護	JAEA大洗 原燃再処理 近大 JAEA原科研 三菱電機	原燃廃棄 原燃MOX NFD RFS MHI 玄海 京大 JAEA人形峠 島根 三菱原燃 東芝 NMCC東海 GNF-J	JAEAもんじゅ 東通 女川 核サ研使用 NMCC六ヶ所 原燃濃縮・埋設 泊 伊方 大間 敦賀 志賀 浜岡 柏崎刈羽 JAEA大洗 原燃工東海 美浜 高浜 東海第二 JAEA原価兼 福島第二 JAEAふげん 川内	原燃工熊取 大飯 核サ研再処理
情報システム防護	女川 東海第二 JAEA原科研	敦賀 柏崎刈羽 浜岡 東通 大飯 福島第二 MHI 京大 三菱原燃	高浜 島根 川内 志賀 美浜 JAEA大洗 原燃再処理	伊方 泊 玄海 核サ検再処理

令和7年度 検査指摘事項一覧

参考1

令和7年度第1四半期における検査指摘事項(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	検査報告書のURL
柏崎刈羽原子力発電所 固定式周辺モニタリング設備の不十分な未然防止処置対策による伝送系における多様性確保の不備	令和7年2月25日から実施した停止中の柏崎刈羽原子力発電所に対するチーム検査において、原子力検査官は同発電所におけるモニタリングポストのシステム構成のうち、モニタリングポスト局舎と5号機緊急時対策所間のデータ伝送経路(多様性を有するよう設置した有線回線及び衛星回線の2経路)について確認したところ、有線回線の使用不能という単一の原因により、衛星回線経由の伝送機能も損なわれるという従属要因があるため、モニタリングポストのシステムの伝送路は、認可を受けた設計及び工事の計画の基本設計方針に基づく多様性を有していないことを確認した。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100012555
高浜発電所1号機 不適切な設計管理によるケーブルルチェイス室等における火災感知器の未設置について	令和7年1月の停止中の高浜発電所2号機に対する原子力規制検査(使用前事業者検査の監督)における原子力検査官の気付き事項「ケーブルルチェイス室の火災感知器の未設置」を受け、運転中の同発電所1号機に設置されている火災感知器について、事業者が調査をしたところ、不適切な設計管理を起因として設計及び工事の計画の認可申請書の添付資料「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書(高浜発電所1号機)」において設置するとしていたアナログ式の熱感知器2個が設置されていないことが確認された。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100012555
高浜発電所1,2,3,4号機 不適切な火災防護対象機器等の選定による系統分離対策の不備	令和7年1月6日から実施した高浜発電所1,2,3,4号機に対するチーム検査において、原子力検査官は同発電所各号機の高圧注入系に係る系統図等の図書の確認や現場ウォークダウンを実施したところ、系統分離対策を行う火災防護対象機器等が正しく選定されなかったことにより、火災防護対象ケーブルの系統分離対策が施工されておらず、同発電所各号機の高圧注入系の火災防護に係る系統分離対策が行われていないことを確認した。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100012555
美浜発電所3号機 不適切な火災防護対象機器等の選定による系統分離対策の不備	令和6年9月2日から実施した美浜発電所3号機に対するチーム検査において、同時期にチーム検査を行っていた高浜発電所で確認された高圧注入系の系統分離対策の不備に関連し、原子力検査官は同発電所3号機の高圧注入系に係る系統図等の図書の確認や現場ウォークダウンを実施したところ、系統分離対策を行う火災防護対象機器等が正しく選定されなかったことにより、火災防護対象ケーブルの系統分離対策が施工されておらず、同発電所3号機の高圧注入系の火災防護に係る系統分離対策が行われていないことを令和7年2月に確認した。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100012555
島根原子力発電所2号機 燃料プール近傍に設置された工事用仮設架台に対する波及的影響評価の未実施	令和7年4月4日、運転中の島根原子力発電所2号機において、原子力検査官は、工事のために原子炉建物4階に設置された工事用仮設架台について地震発生時の波及的影響評価が行われていないことを確認した。その後、原子力検査官からの指摘を受けて事業者が実施した波及的影響評価において、地震発生時の当該架台の転倒により近傍に位置する燃料プール内の使用済燃料貯蔵ラック及び使用済燃料が損傷する可能性があったことを確認した。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100012555

令和7年度第1四半期における検査指摘事項(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	原子力規制委員会のURL
北陸電力株式会社志賀原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	防護区域等の出入口において必要な点検を実施することなく車両等を入域させていたもの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100012555

重要度: 検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。

深刻度: 法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL: Severity Level)により評価する。

令和7年度第1四半期における検査指摘事項(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	検査報告書のURL
指摘事項なし				

令和7年度第1四半期における検査指摘事項(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	原子力規制委員会のURL
指摘事項なし				

重要度: 検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。
 深刻度: 法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL: Severity Level)により評価する。

令和7年度第2四半期における検査指摘事項(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	検査報告書のURL
指摘事項なし				

令和7年度第2四半期における検査指摘事項(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	原子力規制委員会のURL
東北電力株式会社東通原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	防護設備の性能試験及び保守点検を実施していないにもかかわらず、検査記録等を不正に作成したものの。	緑	SL III	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100014425
東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	核物質防護秘密を含む文書が必要な手続を取られずに複製及び委託事業者に管理されていたものの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100014425
関西電力株式会社大飯発電所における核物質防護事案(物理的防護)	防護区域の出入口において、破壊行為の用に供され得る物品の持込みの点検が行われていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100014425
関西電力株式会社高浜発電所における核物質防護事案(物理的防護)	防護区域の出入口において、破壊行為の用に供され得る物品の持込みの点検が行われていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100014425
東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	防護区域の出入口において、破壊行為の用に供され得る物品の持込みの点検が行われていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100014425
日本原子力発電株式会社敦賀発電所における核物質防護事案(物理的防護)	防護区域の出入口において、破壊行為の用に供され得る物品の持込みの点検が行われていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100014425

令和7年度第2四半期における検査指摘事項(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	検査報告書のURL
指摘事項なし				

令和7年度第2四半期における検査指摘事項(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	原子力規制委員会のURL
指摘事項なし				

重要度: 検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。

深刻度: 法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL: Severity Level)により評価する。

令和7年度第3四半期における検査指摘事項(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	検査報告書のURL
泊発電所3号機 連結送水管送水口及び消火ポンプの使用不可時における代替措置の未実施	<p>令和7年5月20日、建築設備保全委託業務の委託作業員が、3号機原子炉補助建屋海側外壁面に設置された連結送水管送水口の点検を実施しようとしたところ、敷地地下水水位上昇対策工事の掘削工事により当該送水口に接近できず点検できない状況になっていることを確認した。</p> <p>検査官が事業者を確認したところ、当該掘削工事が周囲の設備に与える影響の確認を十分に実施しておらず、当該送水口が使用できなくなる状況が関係部署に正しく報告されなかったため、代替措置が実施されていなかったとの説明を受けた。</p> <p>このため、新規制基準対応として追加設置した代替注水接続口の一部を改造し、当該送水口の代替として使用する措置を行うまでの約10ヶ月の期間、連結送水管を使用した消火活動が実施できない状態であった。</p> <p>さらに、この10ヶ月間における消火用水供給系統の状況を検査官が確認したところ、弁点検により消火ポンプ全台が使用できない期間が6日間あり、この間の代替措置として、事業者は当該送水口が使用できないにもかかわらず、有事の際には消防車両ホースを当該送水口に接続し送水を行うこととしていたため、この期間、消火用水供給系統が機能喪失していたことが判明した。</p>	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100016419
女川原子力発電所2号機 設計引継ぎ不足による火災発生時の原子炉停止手動操作手順書の未作成及び教育訓練の未実施	<p>令和7年6月16日から実施した女川原子力発電所2号機に対するチーム検査において、単一の火災区画で発生した火災により多重化されている安全機能を全て喪失した場合に、対応要員が操作を実施することにより原子炉の高温停止及び低温停止を達成することとしていたが、設計時の部門間での設計の引継ぎが不足したことにより、手動操作手順書の作成及び運転員への教育訓練が実施されていないことを確認した。</p>	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100016419

令和7年度第3四半期における検査指摘事項(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	原子力規制委員会のURL
日本原子力発電株式会社敦賀発電所における核物質防護事案(物理的防護)	個人の信頼性確認の有効期間が満了した者を防護区域内に入域させていたもの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100016419
関西電力株式会社大飯発電所における核物質防護事案(物理的防護)	防護区域等の出入口において、破壊行動の用に供され得る物品の持込みの点検が行われていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100016419

令和7年度第3四半期における検査指摘事項(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	検査報告書のURL
指摘事項なし				

令和7年度第3四半期における検査指摘事項(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	原子力規制委員会のURL
指摘事項なし				

重要度: 検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。
 深刻度: 法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。

令和7年度第4四半期における検査指摘事項(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	検査報告書のURL
美浜発電所3号機 燃料油タンク内水分混入による空冷式非常用発電装置の自動停止(LCO逸脱)	<p>令和8年2月2日、定格熱出力一定運転中の美浜発電所3号機において、定期試験のためA空冷式非常用発電装置(※)を起動したところ、2分後に自動停止した。このため、事業者は保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した。</p> <p>事業者による調査の結果、燃料タンクの通気口を通じて、雨や雪が燃料タンク内に侵入し、さらに燃料タンク内に発生した結露水が燃料油タンクの底部に滞留した結果、これらの水分が燃料供給配管を介して内燃機関に混入し、機関回転数が低下したため、当該発電装置が自動停止したものと推定された。</p> <p>※:空冷式非常用発電装置は、重大事故等の対処に関して機能要求上最も重要な設備の1つである。</p>	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100018170
島根原子力発電所2号機 原子炉棟空調換気系の不適切な温度管理	<p>令和7年6月23日から実施した設計管理のチーム検査において、2号機原子炉建物の温度監視及び空調設計管理について確認したところ、平成元年の運転開始から今回のチーム検査において検査官が事業者を確認するまで、適切な温度監視及び空調設計管理がなされていないことが判明した。これは、認可を受けた設計及び工事の計画に基づく温度監視及び空調設計管理がなされていたとは判断できないことから、技術基準規則第14条第2項に適合していないものと評価する。</p>	-	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100018170

令和7年度第4四半期における検査指摘事項(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	原子力規制委員会のURL
東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	核物質防護秘密を含む文書が必要な手続を取られずに複製、持ち出されたもの。	白	SL III	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100018170
関西電力株式会社美浜発電所における核物質防護事案(物理的防護)	自然要因により支柱が傾斜し、侵入検知器等の検知機能等の一部が低下したものの、適正な対応が取られていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100018170
中部電力株式会社浜岡原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	核物質防護設備の一部で無停電電源装置に接続がされていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100018170

令和7年度第4四半期における検査指摘事項(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	検査報告書のURL
指摘事項なし				

令和7年度第4四半期における検査指摘事項(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	原子力規制委員会のURL
指摘事項なし				

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。
 深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。

原子力規制検査の対応区分(実用炉)

参考2

他のプラント

柏崎刈羽

事業者による対応

規制機関による対応

監視領域の劣化

複数又は繰り返しの監視領域の劣化

許容できないパフォーマンス

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	事業者の自律的な改善が見込める状態	事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	緑のみ	白が1か2	白が3 or 黄が1	黄が2 or 赤が1 or 繰返しなど	施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等
検査項目	・基本検査のみ (事業者の是正処置)	・基本検査 ・追加検査1※ (40時間目安)	・基本検査 ・追加検査2※ (200時間目安)	・基本検査 ・追加検査3※ (1000~2000時間目安)	

※重要度評価等の評価基準を参考に、原子力規制委員会が対応区分の変更の要否を検討・判断し、対応区分を変更した場合には、それに対応する追加検査を実施

53 ○【詳細】実用発電用原子炉の対応区分

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/jitsuyo_tsuikakensa.html

○【詳細】核燃料施設等の対応区分

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/kakunen_tsuikakensa.html